

(論文／研究ノート)

独占禁止法特例法（地域特例法）による

地域旅客運送事業におけるカルテル適用除外の共同経営に関する研究

A Study on Allowing Joint Management by Excluding the Application of

Cartels in Regional Passenger Transportation Business under the Law

that Provides Exceptions to the Antimonopoly Act

藤井 大輔

Daisuke Fujii

要旨

鉄道旅客運送事業と乗合旅客自動車運送事業の共同経営計画について、独占禁止法特例法の施行により独占禁止法上のカルテルから適用除外されることになった。そこで、鉄道旅客運送事業と乗合旅客自動車運送事業の共同経営計画の第1号である徳島県南部における共同経営計画（JR 四国牟岐線・徳島バス）を対象に検討した。この共同経営計画により、鉄道・バスの枠を超えた共通時刻表が提供されたり、運賃プール制が採り入れられたりして、利用者の利便性を高める施策が展開されていることが明らかとなった。

キーワード： 独占禁止法特例法 地域特例法 カルテル 共同経営 四国旅客鉄道（JR 四国） 徳島バス